生活保護を受けている方へ

生活保護のしおり

この「しおり」は生活保護の制度について説明したものです。
わからないことや、相談のある方は、お近くの県の福祉事務所
またはお住まいの町村役場の窓口へお声がけください。
電話によるお問い合わせもできます。連絡先は最後のページも
ご覧ください。

福祉事務所名：
電話番号：

1　生活保護とは

私たちは、生活しているうちに収入が減ったり、病気やケガなどにより働けなくなったり、家族のなかで働き手が亡くなったりして生活に困ることがあります。

生活保護は、このように生活に困っている方に対し、すべての国民の「人間らしく生きる権利」を保障した憲法第２５条の理念に基づき、人間らしい最低限度の生活を保障するとともに、自分で自分の暮らしを支えるよう支援することを目的とした制度です。

2　生活保護の内容

(1) 経常的一般生活費

生活保護の原則として世帯（暮らしを一緒にしている家族）を単位として、次の８種類の扶助を行います。

①生活扶助

衣食、光熱水費など日常生活に必要な費用

②住宅扶助

家賃、地代などに必要な費用

③教育扶助

子どもが義務教育を受けるための学用品、給食費などの費用

④介護扶助

介護サービスを受けるために必要な費用

⑤医療扶助

医療機関での診療、薬剤、施術などに必要な費用

⑥出産扶助

出産に必要な費用

⑦生業扶助

高等学校等への修学、就職のための資格取得などに必要な費用

⑧葬祭扶助

世帯員がなくなった際の葬儀などに必要な費用

トピックス

＜学習支援費＞

小学校等・中学校等（教育扶助）又は高等学校等（生業扶助）の課外のクラブ活動に係る道具類や合宿及び大会への参加に係る交通費などの費用

(2) 臨時的一般生活費

一時的に必要な費用として国の定める範囲内で次のようなものを支給することができます。

①被服費

被服、布団類、新生児のための産着等が全くない場合等に必要な費用

②入学準備金

小学校・中学校等に入学する準備などに必要な費用

③家具什器費

炊事用具・食器、暖房器具等の持ち合わせがない場合に必要な費用

④住宅維持費

家屋の修理・補修、雪下ろしなどに必要な費用

⑤配電設備費

配電設備がない場合に、新設に必要な費用

⑥水道等設備費

水道・井戸、下水道設備の新設に必要な費用

⑦通院交通費

医療機関を受診する際の電車・バスなどに必要な費用

(3) その他

① 進学準備給付金

大学等に確実に入学することが見込まれることを要件として、大学等に進学する方に

対して進学の際の新生活立ち上げの費用として給付金を支給します。
給付金の支給には一定の要件がありますので、福祉事務所に相談してください。

② 就労自立給付金

安定した職業に就いたこと等により、保護を必要としなくなった方に対して、生活保護から自立直後の生活を支えるため、給付金を支給します。

給付金の支給には一定の要件がありますので、福祉事務所に相談してください。

3 生活保護の決め方

世帯の最低生活費の額と世帯全員の収入額を比較し、収入が下回る場合にその不足する額が生活保護費として支給される仕組みになっています。

(1) 最低生活費とは

世帯の暮らしの実態（年齢、人数、健康状態、住んでいる地域など）をもとに、国で決めた基準により計算された生活扶助費をはじめ、住宅、教育、介護、医療、出産、生業、葬祭の８種類の扶助を合計した１か月分の生活費で、月によって変わる場合があります。

(2) 収入とは

働いて得た収入、年金や手当、資産を貸したり売ったりして得た収入や親・兄弟姉妹などからの仕送り援助など、世帯全員の収入を合計したものです。

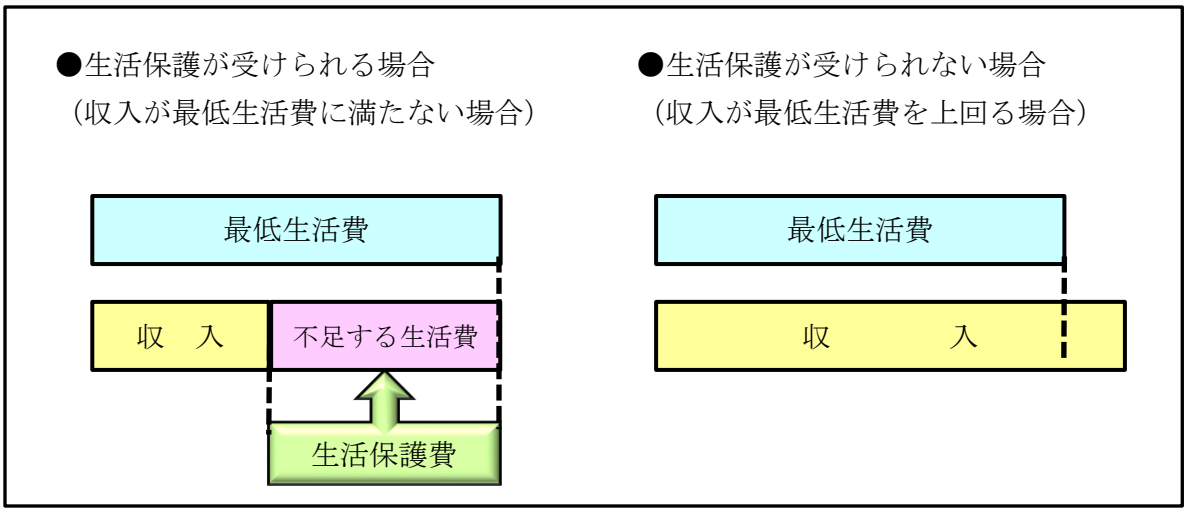

4 毎月の保護費の決定と支給

(1) 保護費の支給

原則として、毎月決められた日に（原則、月の初日）に１か月分の生活保護費が金銭で支給されるか、指定の口座に振り込まれます。

⑵ 保護の決定

生活保護費が前月と違う内容になるときは、必ず「保護変更通知書」により変更の理由と新しい生活保護の内容を記載してお知らせします。

保護変更通知書が送られてこない場合は、前月と同じです。

⑶ 生活保護の決定内容に疑問があるとき

① 福祉事務所への問い合わせ

福祉事務所の決定について疑問があるときは、または理由や内容がよくわからないときは、直接、福祉事務所に説明を求めてください。

内容をもっと詳しく知りたいときは金額・数字なども記載した説明書類を渡しますので、申し出てください。

② 不服申立て

福祉事務所の決定（保護の変更、保護費の返還、停止、廃止などの福祉事務所が決定したこと）に不服がある場合は、秋田県知事あてに審査を求めることができます。

秋田県知事の裁決にも不服がある場合は、厚生労働大臣あてに再審査を求めることができます。

> **〇不服申立てとは**
>
> **行政の決定（処分）に対して納得いかない（不服がある）場合に審査請求、再審査請求をすることができる制度のことです。**

5 保護を受けている人の権利

⑴ 無差別平等

生活保護は生活保護法に定めている要件に合致している限り、権利として保障されているものです。保護を受けることになった原因や現在の状況などによって差別や不平等な取り扱いを受けることは一切ありません。

⑵ 不利益変更の禁止

正当な理由がないのに、保護を止められたり、保護費が減らされたりすることはありません。

⑶ 差押禁止

福祉事務所から受けた保護費等と、それを受ける権利は差し押さえられることはありません。

６　守っていただくこと

⑴ 生活向上に向けた努力

働くことができる人は、仕事を見つけて働き、病気やケガの人は医師の指示に従って治療し、自らの健康の保持、増進に努めてください。

⑵ 保護費の支給目的に合った支出

保護費は生活のために計画的に使うなど、生活の維持、向上のために必要な努力をしてください。

家賃、公共料金、学校納付金（給食費・その他）などは必ず納付してください。

⑶ 借金や貸付制度の利用

借金をすると収入と見なされる場合があります。

また、各種奨学金などの貸し付けを利用したいときは、あらかじめ福祉事務所に相談してください。

⑷ 資産の保有

保護を受けている間は保有できる資産に限度がありますので、福祉事務所に相談してください。

⑸ 福祉事務所への報告

給料や年金など世帯の収入が変わったときや、入退院、転入・転出など世帯の状況が変わったときは、福祉事務所に連絡してください。

また、収入申告書及び資産申告書を定期的に提出してください。

７　保護の変更申請

特別な理由で費用が必要になったときは、その事情・必要な金額等を福祉事務所に口頭または文書で申請(「変更申請」といいます。)してください。

この申請をすると、保護を受けるときの申請と同じように、調査結果をもとに、変更申請のあった日から１４日以内（どんなに遅くなっても３０日以内)に申請に対する回答（決定）が文書で通知されます。

⑴ 変更申請ができるもの

①　病院への通院交通費

病院への通院のため、バスや電車などの公共交通機関を利用するときは、必要に応じて通院交通費が支給されます。保護の変更申請を忘れないようにしてください。

なお、病状や障害の状態により、バス・電車等の利用が著しく困難なときは、タクシーを利用できる場合もありますので、必ず事前に福祉事務所に相談してください。

② **家屋の修繕や設備の設置**

家屋の修理・修繕、雪下ろし・排雪、入浴設備の設置・修理、下水道・水洗化などの家屋等の維持・修繕費用

③ **自立更生のための費用の支給等**

自立更生のために必要な各種費用の支給と各種償還（返済）金の必要経費の認定

④ **その他**

上記のほかにも対象となるものがあります。

また、それぞれ一定の条件がありますので、福祉事務所にあらかじめ相談してください。

8　病院等にかかる場合の手続き

(1) 診療依頼書の受取

病院にかかる前に、福祉事務所または町村役場で診療依頼書の交付を受けてから受診してください。

続けて同じ病院にかかるときは、最初の１回だけで結構です。

別の病院にかかるときや１か月以上通院しなかった場合は、改めて診療依頼書の交付を受けてください。

なお、診療依頼書の交付を受けるときは印鑑が必要ですので持参してください。

また、お薬については、原則として後発医薬品を使用してください。

〇後発医薬品とは

ジェネリック医薬品とも呼ばれ、先発医薬品と同じ有効成分を同じ量含む薬です。

先発医薬品と品質や効き目、安全性が同等であることを厳正に審査し国が認めたものですので、安心して使うことができます。

(2) 休日や夜間の受診

休日や夜間などで診療依頼書の交付を受けずに病院にかかるときは、「緊急時医療依頼書」を提示して受診し、後で速やかに福祉事務所に連絡してください。

(3) 社会保険に加入している方

社会保険に入っている方は、保険証と診療依頼書の両方を病院の窓口に出してください。

(4) 国民健康保険に加入していた方

国民健康保険に加入していた方は、保険証が使えませんので、保険証を市役所あるいは町村役場に返してください。

(5) 福祉医療を受けている方

福祉医療受給者証をお持ちの方は、市役所あるいは町村役場に返してください。

9　生活保護の停止と廃止

(1) 収入が最低生活費を上回る場合

収入が最低生活費を上回る場合は、生活保護を受けなくても生活ができることになりますので、その期間に応じて、停止または廃止となります。

(2) 指導指示に従わない場合

収入を申告しなかったり、文書による指導指示に従わない場合などは、停止または廃止になることがあります。

10　保護費を返していただくことがあります

(1) 資力がありながら保護を受けた場合

差し迫った事情などのため、資力がありながら保護を受けた場合は、その受けた保護費の範囲内で福祉事務所が定めた金額を返還していただくことがあります。

(2) 不正な手段により保護を受けた場合

収入があるのに届出をしなかったり、うその届出をした場合など、不正な手段により保護を受けた場合には、その間に受けた保護費の全部または一部の返還が必要なほか、その返還金額に上乗せした金額を、法律の規定で徴収される場合があります。

11　活用できる制度

生活保護を受けている間は、次のような制度が活用できますので、手続きしてください。なお、不明な点は福祉事務所に相談してください。

○　住民税、固定資産税の免除
○　国民年金保険料の免除
○　ＮＨＫ放送受信料の免除
○　高等学校等就学支援金　　など

12　ご注意ください

暴力団員は、生活保護を受けることができません（ただし、急迫した状態にある場合等は除きます。）。

13　家庭訪問をします

今後、福祉事務所の職員があなたのお宅を定期的に訪問して、あなたの世帯がかかえている問題などについて、どうすれば解決できるのか一緒に考えますので、なんでもお気軽にご相談ください。

生活保護についての相談、連絡は

次のところにお願いします。

●●福祉事務所●●課●●班　　担当者：●●
所 在 地：●●市・・・・・
電話番号：●●・・・・・

●●●役場●●課（係）
所 在 地：●●●・・・・・
電話番号：●●・・・・・